絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（国際的取引を規制することにより絶滅のおそれのある野生動植物の種を保護することを目的として、千九百七十三年三月三日にワシントンで作成されたもの）に留意し、

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約及び附属書（有害廃棄物の国境を越える移動並びにこれらの再生利用及び処分を規律するものとして、千九百八十九年三月二十二日にバーゼルで作成されたもの）に留意して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

1　「税関当局」とは、日本国にあっては財務省、イタリア共和国にあっては関税庁をいう。関税庁については、その履行の一部について、財務警備隊の技術的な支援を利用することができる。

2　「関税法令」とは、締約国政府の税関当局により適用され、又は執行される法令であって、物品の輸入、輸出及び通過を規律し、並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くもの（税関当局の権限の範囲内における禁止措置、制限措置及び規制措置を含む。）をいう。

3　「関税領域」とは、各締約国政府の国の領域であって、それぞれの関税法令が適用されているものをいう。

4　「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。

5　「情報」とは、データ、文書、報告若しくはこれらの認証された写し又は他のあらゆる形式（電子的な形式を含む。）の連絡をいう。

6　「職員」とは、税関当局の職員をいう。

7　「者」とは、自然人又は法人をいう。

8　「個人データ」とは、特定された又は特定し得る自然人に関するデータをいう。

9　「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。

10　「被要請当局」とは、支援を要請される税関当局をいう。

11　「国際取引供給連鎖」とは、原産地から最終仕向地までの国境を越える物品の移動に関係するすべての過程をいう。

12　「前駆物質」とは、向精神薬及び麻薬の製造において頻繁に使用される物質であって、千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約附属書付表Ⅰ及び付表Ⅱに掲げるもの並びに両国の法令において定めるその他の物質をいう。

13　「麻薬及び向精神薬」とは、千九百八十八年十二月二十日の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約第一条(n)及び(r)に定義される物質又は当該物質を含む製品並びに両国の法令において定める物質又は当該物質を含む製品をいう。

14　「監視付移転」とは、犯罪を調査するため、及び犯罪を実行し、又はその実行に関与した者を特定するため、一の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該国の関税領域を出、これを通過し、又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。

15　「こっとう及び考古学的な物品」とは、いずれかの国にとって美術的及び考古学的な価値を有するすべての物であって、それぞれの法令において定めるものをいう。

第二条　この協定の適用範囲

1　両締約国政府は、関税法令を適正に適用するため、並びに関税法令違反を防止し、及び調査し、並びに関税法令違反に対応するため、並びに国際取引供給連鎖の安全を確保するため、この協定に定める条件に従い、税関当局を通じて相互に行政支援を行う。

2　両締約国政府は、税関手続の簡素化及び調和のため、税関当局を通じて協力するよう努めることを約束する。

3　この協定は、各国の法令に従い、かつ、それぞれの税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で両締約国政府によって実施される。

4　この協定は、他の国際協定に基づくいずれの締約国政府の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

5　この協定は、イタリア共和国が、欧州連合の加盟国として、及び欧州連合の他の加盟国との間で既に締結した又は将来締結する政府間協定の締約国政府として、遵守することを義務付けられる関税法令から生ずる現在及び将来の義務に影響を及ぼすものではない。

第三条　情報の交換

1　両税関当局は、自己の発意により、又は要請に応じ、関税法令の適正な適用を確保するために、並びに関税法令違反を防止し、調査し、及び抑止するために必要なすべての関連情報、特に次に掲げる物品及び物質の不法取引に関する情報を相互に提供する。

(a)　武器、弾薬類及び爆発物

(b)　有害廃棄物及び毒性廃棄物、核物質並びに原子兵器、生物兵器及び化学兵器を製造するための構成物質

(c)　軍民両用に利用することができる物品並びに高額の関税、税又は手数料が課される物品

(d)　麻薬及び向精神薬並びに前駆物質

(e)　環境、健康及び公共の安全に対し、危険となる可能性があり、又は実質的な損害を引き起こすおそれがあるその他の物品及び物質

(f)　こっとう及び考古学的な物品を含む歴史的及び文化的価値の高い美術品

(g)　絶滅のおそれのある野生動植物の種

2　両税関当局は、自己の発意により、又は要請に応じ、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反を防止し、及び調査し、並びに関税法令違反に対応することを確保し、並びに国際取引供給連鎖の安全を確保するために役立つ情報を相互に提供する。そのような情報には、次のものを含むことができる。

(a)　有効性が立証された法執行の技術

(b)　関税法令違反を行う際の新たな傾向、手段又は方法

(c)　関税法令違反の対象であることが知られている物品並びにそれらの物品について使用される輸送手段及び蔵置手段

(d)　関税法令違反を行ったことが知られており、又は疑われている者

(e)　関税領域において関税法令違反を行うために使用されていることが知られており、又は疑われている輸送手段及びコンテナー

(f)　関税領域において関税法令違反に関係して使用されたことが知られており、又は使用されていることが疑われている施設

(g)　関税法令の適用に関する行政上の決定及び文書の送付及び通知

(h)　関税法令の適切な適用に関連し得るその他の情報

3　一方の税関当局は、自己の発意により、又は要請に応じ、他方の税関当局の関税領域において関税法令違反が行われたか、又は行われるであろうと考えるに足りる十分な理由がある場合には、実行されているか、又は実行された計画活動に関する情報を当該他方の税関当局と交換する。

第四条　要請に基づく支援

1　両税関当局は、要請に応じ、次に掲げるすべての情報を相互に提供する。

(a)　一方の締約国政府の関税領域に輸入された物品が、他方の締約国政府の関税領域から適法に輸出されたか否かを示す情報

(b)　一方の締約国政府の関税領域から輸出された物品が、他方の締約国政府の関税領域に適法に輸入されたか否かを示す情報

(c)　一方の締約国政府の関税領域からの輸出において有利な待遇を与えられる物品が、他方の締約国政府の関税領域に適法に輸入されたか否かを示す情報

(d)　一方の締約国政府の関税領域を通過した上で他方の締約国政府の関税領域に向かう物品が、適法に通過したか否かを示す情報

2　一方の税関当局は、要請に応じ、物品の税関管理に係る措置に関するすべての情報を他方の税関当局に提供する。

第五条　自発的な支援

一方の締約国政府の税関当局は、自己の発意により、自己にとって利用可能な情報が、他方の締約国政府の経済、公衆衛生及び公共の安全（供給連鎖の安全を含む。）又はその他の重要な利益に対して著しい損害を引き起こすおそれがある重大な関税法令違反に関連すると考える場合には、当該情報を提供する。

第六条　監視

被要請当局は、要請当局の要請に応じ、被要請当局の属する国の法令の範囲内で、次のものについて、情報を提供し、及び特別な監視を行う。

(a)　要請当局の関税領域において、関税法令違反に関与しているか、又は関与していたと信ずるに足りる合理的な理由がある者